

第2章

アラブ・イスラエル関係の変容とその諸側面

はじめに

1991年10月のマドリード和平会議、さらにその2年後の93年9月のイスラエルとPLO（パレスチナ解放機構）との相互承認および暫定自治合意（正式には「暫定自治取り決めに関する諸原則の宣言」）は、アラブ諸国とイスラエルとの関係に大きな変化をもたらした。94年10月にはヨルダンもイスラエルとの平和条約に調印した。79年にイスラエルとの平和条約に調印したエジプトを含めアラブ連盟加盟22カ国のうち3カ国（PLOは「パレスチナ」としてアラブ連盟に加盟）がイスラエルとの関係を正常化した。これ以外にも何らかの形でイスラエルとの関係を有しているアラブ諸国はすでに16カ国にのぼっている。96年5月のイスラエルの選挙でリクード（Likud）のネタニヤフ（Benjamin Netanyahu）党首を首班とする新内閣が誕生して以来、中東和平プロセスは停滞しており、以前にもましてより多くの障害に直面している。しかし、イスラエルとアラブ諸国との関係にはここ数年の間に構造的な変化が生じたといえてよい。

1990年代に入ってから中東和平プロセスが進展した要因は、大きくは三つある。87年末にヨルダン川西岸とガザ地区（以下「西岸」、「ガザ」とそれぞれ略称）のパレスチナ住民によって始められたインティファダ（反イスラエル占領住民蜂起）、冷戦の終焉、さらに湾岸危機・戦争である。インティファダはすでに70年代の中頃からその萌芽を現しつつあった「問題の再パレスチ

ナ化」をいっそう促進した。パレスチナの地（ユダヤ教の概念では「イスラエルの地」）をめぐる紛争は元来、ユダヤ人とパレスチナ・アラブ人との間の二つのコミュニティの対立であったが、その後、アラブ諸国対イスラエルという国家対立の構図に取って代わられた。しかし、67年の第三次中東戦争で西岸、ガザがイスラエルに占領されたことによって、改めてイスラエルのユダヤ人コミュニティと西岸、ガザのパレスチナ人コミュニティが直接対峙し、パレスチナの地をめぐる対立するという状況が生まれた。こうした状況が「問題の再パレスチナ化」と呼ばれるプロセスであり、中東和平問題はインティファダを通じてよりいっそう紛争の原形に立ち戻ったといえよう⁽¹⁾。

一方、冷戦の終焉はパレスチナ問題、アラブ・イスラエル紛争を米ソ対立のくびきから解放した。さらにイラクのクウェートへの軍事侵攻に端を発した湾岸危機・戦争はアラブにおけるパレスチナ問題の相対的な位置づけを後退させた。I・カラワーンは湾岸危機・戦争がアラブ世界に与えた衝撃の一つとして「パレスチナ問題はかつてはアラブ主義の結節点であり、大義であり、『汎アラブ的連帯の宝石』であった。しかし、一国主義の台頭がパレスチナ問題（の重要性）を凌駕してしまった」と述べたうえで、「イスラエルとの対立においてアラブ政権がたどってきた失敗の記録の結果、過去数年の間にパレスチナ人が彼らの大義を『自民族のものとした』（nationalized）」ことを考えるならば、パレスチナ問題がアラブ政治において後退したことも不思議ではないと論評している⁽²⁾。パレスチナ人が彼らの大義を「自民族のものとした」という意味は、「問題の再パレスチナ化」と通じるものであろう。

しかし、パレスチナ問題、さらにアラブ・イスラエル紛争のアラブ政治における後退は湾岸危機・戦争によって初めて顕在化したわけではない。70年代に入って以降のアラブ世界では、保守的な現状追認のムードが台頭し、アラブにとっての「シオニズム問題」、「イスラエル問題」への新しい取り組みが行われはじめた。67年の第三次中東戦争でイスラエルが大勝し、地域における「軍事大国」の様相を強めた結果、イスラエルの存在が従来以上に前線

諸国にとっては脅威と映るようになった。その結果、エジプトなどアラブ諸国間では、イスラエルの存在を所与のものとして受け入れ、現実と折り合いをつけながら「イスラエル問題」を何とか解決しようとする姿勢が強まったのである⁽³⁾。しかしその一方で、第三次中東戦争におけるアラブ側の大敗はイスラーム復興を促進し、イスラームの視点から改めてパレスチナ問題ないしアラブ・イスラエル紛争を見直す方向へと道を開くことになった。

その意味で、パレスチナ問題、アラブ・イスラエル紛争を取り巻く現在の状況では、二つの相反する力が作用している。中東和平プロセスの進展はアラブ・イスラエルの対立関係に構造的な変化をもたらし、力による対決から話し合いによる紛争解決の道を模索する動きを強めた。この政治的な紛争解決の動きは、イスラエルとアラブ諸国との関係だけでなく、イスラエルとイスラーム諸国との関係にも変化をもたらしている。しかし他方で、政治的な紛争解決への模索が強まることと逆比例して、和平をあくまで拒否する思想や運動も一定の高まりをみせている。和平を拒否する思想や運動はアラブ／イスラームと、イスラエルの双方にみられるが、特に第三次中東戦争以降に強まりはじめたイスラームの視点からのイスラエルとの共存拒否の動きがこのところさらに強まっており、一部には「新拒否戦線」の台頭との見方もある⁽⁴⁾。

以下では、イスラエルの存在にどう対処するかというアラブからみた「シオニズム問題」、「イスラエル問題」の変遷を特に1967年以降に焦点を当て検討することで、現在の中東和平プロセスの背景となったアラブ側の要因を考察し、次いで和平プロセスの進展によってもたらされたアラブ・イスラエル関係、さらにイスラーム諸国とイスラエルとの関係などの変容を、イスラエルを取り巻く国際環境の変化として議論する。また、イスラームの視点から和平を拒否する思想や運動を概観する。こうした作業を踏まえたうえで、最後に中東の安全保障環境が中東和平プロセスと連動してどのように変化しつつあるかをみることで、アラブ・イスラエル関係の構造的な変容を別の視点からも検討することにしたい。

第1節 アラブにとっての「イスラエル問題」の変化

1. アラブ域内政治とイスラエル

パレスチナ地方においてシオニズム運動へのアラブ住民の本格的な反対運動が展開されはじめたのは、1908年に青年トルコ党が武装決起し、オスマン帝国の政治の実権を握って以降だが、アラブ側の反対運動には四つの流れがあった⁵⁾。第1にユダヤ人はオスマン帝国に対し忠誠ではないとするオスマン主義の流れ、第2にパレスチナ愛国心、第3にアラブ主義、第4にイスラームの立場からの反対である。この四つの流れは必ずしも明確に区別できるわけではなく、互いに重なり合いながら、パレスチナ・アラブ住民の反シオニズム運動を形成していった。

このうち、オスマン主義は第一次世界大戦によるオスマン帝国自体の崩壊によりその存在基盤を失うが、他の三つの流れはその後さまざまな形で展開されてきたことは周知のとおりである。特に大戦間期の民族主義の高まりに伴ってアラブ主義はアラブ民族主義として発展した。また日々、シオニズムの実践的活動に直面していた現実から、パレスチナ・アラブの間ではパレスチナ民族主義が形成されていった。一方、イスラームの立場からのシオニズムへの反対運動は1936年の「アラブの蜂起」を率いたアミン・アル・フセイニー (Amin al-Husayni) の行動に表れているように⁶⁾、パレスチナ民族主義と重なり合いながら展開されたが、第二次世界大戦後のナセル主義やバアス主義にみられる世俗的な民族主義の高揚のなかで、後に述べるように67年の第三次中東戦争でアラブ側が大敗するまでの間、舞台の脇役となっていた。

1950年代から60年代にかけてのアラブの国家間関係をP・ノーブルは、外側が固い殻で覆われた「ビリヤード玉」モデルではなく、「さまざまなレベルで相互浸透性をもった部分に分けられている一つの大きな政治システム」と規定している⁷⁾。この結果、アラブ各国は他のアラブ国、さらには非国家

主体からの強い影響に曝される。特に一つの大きな家族に属しているという意識が存在しているゆえに、アラブ・コミュニティーの一部分が非アラブ・アクターと紛争している場合、アラブの連帯に向けた圧力が強まり、各国政府ともアラブにとっての核心的な問題に関してはアラブ・コミュニティー全体を満足させるような対応をとらざるをえない状況に置かれていた⁸⁾。パレスチナ問題、イスラエルとの紛争こそ、まさにアラブにとっての核心的な問題であり、アラブにとっての「シオニズム問題」、「イスラエル問題」である。

一方、ローソンはセキュリティー・ディレンマの視点から、アラブの外交政策がより行動重視的、より対決的な傾向を帯びやすいと論じている⁹⁾。旧宗主国の影響および旧宗主国が残した植民地主義の残滓からの脱却を一つの目標とし、国家建設に取り組むアラブ諸国の各政権にとって、国民の政権に対する支持を動員するためには、対外政策においてより対決的な姿勢を取らざるをえず、それがアラブ諸国が直面するセキュリティー・ディレンマをいっそう複雑にしている。

アラブ諸国が「イスラエル問題」で相互に影響しあい、より対決的な行動を次々に取ったがゆえに、実際の戦争に突入した最も端的な例が第三次中東戦争である。第三次中東戦争はイスラエル、エジプト、ヨルダンなどの主要アクターが変化する状況を十分にコントロールできず、むしろ状況をより悪化させるような不注意な行動をとったことから、「不注意による戦争」(inadvertent war)の事例とされる¹⁰⁾。特にエジプト大統領ナセル (Gamal Abdul-Nasser) がシナイ半島に展開していた国連緊急軍 (UNEF) の撤退を求めたこと、これに対し当時の国連事務総長ウ・タント (U Tant) がこの撤退要求をすぐに受け入れ、かつ全面的に撤退させてしまったことが、状況をいっきにエスカレートさせた主要な原因とされている。

確かにナセルはヨルダン国王フセイン (Hussein bin Talal) から、エジプトはUNEFの「スカーツ」の後ろに隠れていると非難され、UNEFに関し何らかの決定をせざるをえない状況に置かれていた。一方、非難したフセイン国王の方も、国王自身が後に「何らかの行動を起こさないかぎり、もっと悪

い状況が起きることが予測された」と述べているように、国内政治状況から追いつめられた立場にあった⁴¹。結局、対イスラエルというアラブにとっての核心的な問題に直面するなかで、相互の非難や中傷のレトリックを増大させ、それぞれが何らかの決定的な行動をとらざるをえない状況を作り出していったといえよう。このことはまた、イスラエル国内においても同様であった。

2. 第三次中東戦争の衝撃

イスラエル、アラブ双方の「不注意による戦争」であった第三次中東戦争は、しかしながらアラブ側に大敗をもたらした。わずか6日間の戦争でイスラエルは、ヨルダンから東エルサレムを含むヨルダン川西岸全域、エジプトからガザ地区およびシナイ半島全域、さらにシリアからゴラン高原を奪い、拡大された東エルサレムにイスラエル国内法を適用し事実上併合するとともに、他の地域をすべて軍事占領下に置いた⁴²。

思わぬ大敗に強いショックを受けたアラブ側は戦争直後の1967年9月、ハルツームで開催したアラブ首脳会議においてイスラエルとは「講和せず、交渉せず、承認せず」といういわゆる「アラブの三つのノー」を盛り込んだ決議を採択し、イスラエルとの対決姿勢を明らかにした。だが、こうした対決姿勢はいわばアラブ各国の政権の側が大敗のショックを柔らげるためにとった防衛的な措置といってよいだろう。さらに第三次中東戦争での大敗は、政権だけでなくより広範なアラブ世界全体に衝撃をもたらした。

この点についてアジャミは二つのレベルでの衝撃を指摘している。一つはアラブにおける「革命運動」である⁴³。従来はアラブの既存権力がパレスチナの解放を実現することが期待されていたが、むしろパレスチナ解放闘争がアラブ革命への突破口となり、アラブの既存権力の打倒に通じると考えられた。このことは既存の勢力がイスラエルとの戦争においてほとんど無力だったことに対する反動である。このことがまず明確に現れたのはPLO 指導部

の交代であり、1969年2月にPLO指導部はファタハなどのゲリラ組織にとって代わられた。また、70年から71年にかけてのヨルダン内戦も、パレスチナ解放運動を起爆剤に「保守王制」を打倒しようとした試みが、その背景にあった。

もう一つのレベルはイスラームであり、アジャミによれば「(第三次中東戦争の) 軍事的敗北の衝撃は、慰めと和らぎの必要性を強めた。その必要とされた慰めを提供したのがイスラームであった」⁶⁴。また、ハッダードは「国際秩序がアラブの考える紛争の公正な解決をもたらすことなく、アラブ諸国の犠牲においてイスラエルが強化されていること、さらに冷戦のダイナミックス、イスラエルが宗教的なアイデンティフィケーションに立脚した国家であるとの認識の増大が、イスラームを通じて力を増すべきと主張してきた人間の役割を拡大した。戦争は支配的な民族主義や社会主義の考えが破産したことを証明した。それに代わって確実な勝利の約束を提示したのがイスラームであった」と述べ、より明確に第三次中東戦争の衝撃がイスラーム復興につながったと指摘している⁶⁵。

以上の状況は、本節冒頭で述べたシオニズムに対する四つの対応のうち、イスラームの立場からの「イスラエル問題」への対応が再び表舞台に登場し、逆にアラブ民族主義が退潮の兆しを見せはじめたことを示している。

3. 現実主義の台頭とイスラーム復興

第三次中東戦争の敗北の衝撃が生み出した二つの流れのうち、パレスチナ解放運動を起爆剤とするアラブ革命運動は短命に終わり、70年代以降のアラブ世界を席卷したのはむしろ保守的な現実主義であった。こうした状況の変化は70年代に入ってから石油収入の増大と密接に関係している。この新たな状況をデスーキーは「新アラブ主義」として、「新アラブ主義は石油産出国によって強い影響を受けており、反植民地主義、非同盟、共和主義、さらに社会主義と密接に関係したナセル主義のようなナショナリズムとは異なる

り、統一よりもアラブの連帯を強調し、さらに相互の利益と政治的な現状維持に基づいた経済的な協力を強調している」と規定している⁶⁶。

デスーキーのいう「新アラブ主義」の展開は、国家の存在がより明確になったこと、さらにアラブ世界内においてパワーの重心が移動したことをも意味している。ほとんどの国が第二次世界大戦後に独立を達成したアラブ世界においては、国家の存在基盤そのものが極めて脆弱であった。しかし、エジプトとシリアとの合邦の試みの失敗などに示されるように、1960年代を通じ次第に既存の国家枠組みが既成事実として否定しがたいものになっていった。また、膨大なオイル・マネーの流入は産油国の国家財政のみならず、非産油国の国家財政をも潤すことになり、国家の経済に占める役割を増大させるとともに、アラブ世界全体がサウジアラビアなど一部の産油国を頂点とするレンティエ（金利生活者国家）集団としての色彩を強める結果となった⁶⁷。視点を変えるならば、石油収入の増大は汎アラブ主義を強化したのではなく、安い食料の提供や補助金の増大によって反体制的な動きを静めるか、より効果的な治安体制を構築する資源を各国政府に付与する役割を果たしたのである⁶⁸。

表1はアラブ諸国（そのほとんどがサウジアラビア、クウェート、アラブ首長国連邦〈UAE〉）の拠出による対イスラエル前線諸国に向けての援助を示したものである。この表から明らかなように、アラブにとっての「イスラエル問題」は依然として極めて大きな比重を占めているが、同時に対イスラエル前線諸国が保守的なアラブ産油国に財政的に大きく依存していることがわかる。この結果、アラブ世界は全体として革命的あるいはイデオロギー的な色彩を失い、むしろ対イスラエル前線国家と保守的なアラブ産油国の間では、圧倒的な軍事力を有し、アラブの領土を占領しつづけるイスラエルとの間で、名誉ある問題の解決を求める動きが次第に生じてきた⁶⁹。換言すれば、アラブの多くの国がイスラエルの存在を受け入れ、第三次中東戦争後に成立した国連安保理決議242号に盛り込まれた「領土と平和との交換」原則に立脚した「イスラエル問題」の解決を模索しはじめたのである。

表1 アラブ諸国による対アラブ諸国二国間援助(ネット・ディスバースメント)
(単位:100万ドル)

	エジプト	ヨルダン	レバノン	シリア	対前線国家合計(A)	対アラブ援助合計(B)	対前線国家援助の割合(A/B)
1974	859.2	189.7	107.8	565.8	1,722.4	1,988.1	86.6%
1975	2,072.7	249.8	1.3	534.5	2,858.3	3,581.5	79.8%
1976	1,022.5	361.6	8.1	448.7	1,840.8	2,754.0	66.8%
1977	896.1	330.5	24.4	598.0	1,849.0	2,754.8	67.1%
1978	508.1	443.5	123.8	548.8	1,624.2	2,695.3	60.3%
1979	149.1	985.4	48.5	1,456.7	2,639.7	3,937.0	67.0%
1980	4.8	1,136.2	193.2	1,654.8	2,989.0	4,641.9	64.4%
1981	-18.3	913.4	365.4	1,403.5	2,664.0	3,986.4	66.8%
1982	-17.2	627.0	82.1	839.0	1,530.9	2,702.1	56.7%
1983	-25.3	605.7	11.9	799.7	1,392.0	2,300.1	60.5%
1984	-50.3	611.6	0.1	823.5	1,384.9	2,153.4	64.3%
1985	-24.7	451.2	12.2	559.7	998.4	2,055.8	48.6%
1986	54.2	433.3	2.7	631.8	1,122.0	1,790.4	62.7%
1987	73.9	381.3	18.2	575.2	1,048.6	1,595.0	65.7%
1988	-16.8	283.0	11.2	-13.5	263.9	441.1	59.8%
1989	-15.1	125.2	3.7	-14.9	98.9	223.7	44.2%
1990	2,185.2	425.9	148.2	579.6	3,338.9	4,361.2	76.6%
1991	510.1	4.4	60.2	122.1	696.8	1,248.4	55.8%

(出所) OECD, *Development Co-Operation*, 1980~92各年版。

こうした変化はパレスチナ解放運動にも表れている。1970年代に入るとヨルダン川西岸とガザ地区を解放し、そこにパレスチナ国家を樹立するといういわゆる「ミニ・パレスチナ国家」構想が次第にPLO内で現実的な構想として検討されはじめたのである⁹⁰。それはある意味では、パレスチナ問題が英国委任統治領としてのパレスチナの問題から、西岸・ガザの問題へと矮小化していく過程にほかならない。それは他方で、アラブにとっての「イスラエル問題」が、アラブ対イスラエルという構図から、パレスチナ人対イスラエルという、本来のパレスチナにおける二つのコミュニティ関係に回帰していくことを意味していた。80年代に入ってから「問題の再パレスチナ化」と呼ばれる歩みが強まったのである。

その意味で1970年代に始まった現実主義は、パレスチナ問題、アラブ・イスラエル紛争をめぐり二つの動きを生み出した。一つはエジプト大統領サダトのイスラエル訪問とその後のエジプト・イスラエル和平を嚆矢とする、アラブ諸国自身による「アラブの三つのノー」からの離反の顕在化である。この動きは82年9月のアラブ首脳会議が、イスラエルの第三次中東戦争における全占領地からの撤退を前提に和平を行うとの決議（いわゆる「フェズ提案」）を行ったことで、アラブ全体の意志として確認された。もう一つの動きは西岸・ガザのパレスチナ人がイスラエルとの和平を主体的に推進しようとしたものであり、80年代を通じ、「外」のPLOと「内」の西岸・ガザ住民との間でさまざまな接触や提案の検討が行われ、一部はイスラエル政府も関係した。和平へのイニシアティブをとろうとする西岸・ガザ住民の動きは、87年末に始まったインティファダによってさらに強化されたといつてよい。

こうした現実主義を軸とする動きは、すでに述べた冷戦の終焉と湾岸危機・戦争というより大きな国際政治のレベルにおける変動によってさらに加速され、1991年10月のマドリード中東和平会議によって始まった現在の中東和平プロセスへと道を開いていった。しかし他方では、80年代を通じイスラーム復興運動が強まるにつれ、第三次中東戦争の大敗で再覚醒された「イスラエル問題」をイスラームの立場からとらえ、イスラエルとの共存をあくまで拒否しようとする動きがより大きな広がりをもつようになったが、このことは後述する。

第2節 イスラエルを取り巻く外交関係の変化

冷戦の終焉と中東和平プロセスの開始、進展はイスラエルを取り巻く国際環境を大きく変化させた。イスラエル外務省によると、イスラエルは1996年5月現在で161カ国と外交関係を有しているが、そのうち冷戦が終焉に向かいはじめた89年以降にイスラエルと外交関係を再開ないし樹立した国は70カ

表2 イスラエルと外交関係を有する国 (1989年1月以降)

1989年1月～91年11月

アルバニア, ブルガリア, カメルーン, 中央アフリカ, コンゴ, エチオピア, ハンガリー, モンゴル, ポーランド, ソ連 (ロシア)

1991年11月～93年9月

アンゴラ, アルメニア, アゼルバイジャン, ベラルーシ, ベニン, 中国, チェコ, エリトリア, ガンビア, グルジア, ガイアナ, インド, カザフスタン, キルギスタン, ラトビア, リヒテンシュタイン, リトアニア, モルダビア, モザンビーク, ニカラグア, ナイジェリア, セーシェル, シエラレオネ, スロヴァキア, スロベニア, タジキスタン, ウクライナ, ウズベキスタン, ベトナム, ザンビア

1993年9月～

アンドア, ボツワナ, ブルキナファソ, ブルンジ, カンボジア, カボベルデ, コモロ, 赤道ギニア, ガボン, ガーナ, ギニアビサウ, 教皇庁, ヨルダン, ラオス, マケドニア, マダガスカル, モーリタニア, モーリシャス, ナミビア, ナウル, パラオ, ルワンダ, サントメ・プリンシペ, セネガル, タンザニア, トルクメニスタン, ウガンダ, バヌアツ, ジンバブエ

(注) 下線の国はイスラーム諸国会議機構 (OIC) 加盟国。上記以外にエジプトとトルコが1989年以前にイスラエルと正式国交をもっている。またパレスチナもOICメンバー。結局、OIC加盟53カ国のうち、24カ国がイスラエルと国交をもったことになる。

(出所) The Israeli Ministry of Foreign Affairs, *Israel's Diplomatic Relations*, May 1996を一部修正。

国と半数近くにのぼっている²¹⁾ (表2参照)。これらの国のなかには67年の第三次中東戦争で相次いで国交を断絶したソ連や東欧諸国、ソ連の崩壊とともに誕生した新しい共和国、さらにアフリカのイスラーム諸国などが含まれている。その意味で、イスラエルの外交関係の地平はこの10年足らずの間に大きく広がったといつてよい。

1. アラブ諸国との関係拡大

表3はアラブ連盟加盟国 (パレスチナを含め22カ国) のうち、ソマリアとジブチを除く20カ国のイスラエルとの外交関係を示したものである。このうち「何らかの外交関係」とあるのは、連絡事務所などをイスラエルにすでに開設しているか (モロッコ、チュニジア、オマーン、モーリタニア)、あるいは経済

表3 イスラエルとアラブ諸国との関係

外交関係	何らかの公式関係	何らかの関係	何の関係もなし
エジプト ヨルダン コモロ (パレスチナ)	モロッコ モーリタニア チュニジア カタール オマーン	アルジェリア サウジアラビア UAE クウェート バハレーン イエメン シリア レバノン	リビア イラク スーダン

(注) (1) アラブ連盟加盟国のうち、ソマリアとジブチの対イスラエル関係は不明。

(2) シリア、レバノンは中東和平多国間交渉への参加は拒否しているが、EU主催の欧州・地中海会議（1995年11月、バルセロナ）には参加。

(出所) イスラエル外務省。

プロジェクトなどに関し2国間での公式接触を行っている国（カタール）である。また、「何らかの関係」とは中東和平多国間交渉、中東・北アフリカ経済サミット²²、あるいはヨーロッパ連合（EU）が1995年11月にバルセロナで開催した欧州・地中海会議など、多国間の枠組みでイスラエルとの協議に参加した国である。

この表からも明らかなように、イスラエルとの関係を少なくとも公式にはまったくもっていないのはリビア、スーダン、イラクの3カ国だけであり、他の17カ国と圧倒的多数はすでにイスラエルの存在を何らかの形で受け入れている。これらの国は、(1)国内にユダヤ人コミュニティが存在し、中東和平プロセスの進展以前からイスラエルと何らかの関係を有していた国（モロッコやチュニジア）、(2)経済的なインセンティブに基づくもの（カタール）、(3)米国との関係を考慮したもの（例えばサウジアラビアはすでにこの数年間に何回か米国のユダヤ人団体代表の訪問を受け入れている）、(4)安全保障上の視点（アルジェリアなどで、ヨーロッパの地域安全保障機構が主導する多国間安全保障対話にイスラエルとともに参加）の四つに分類される。いずれにせよ第三次中東戦争直後のハルツームでのアラブ首脳会議で採択された「アラブの三つのノー」は、アラブ諸国にとって原則的な意味すらまったくなくなってしまったといつて

よい。オスロでの秘密交渉を通じて達成されたイスラエルと PLO との間の相互承認、および「暫定自治取り決めに關する諸原則の宣言」（いわゆる「暫定自治合意」）がアラブ世界にもたらした衝撃が如何に大きく、イスラエル・PLO 合意を契機として、アラブ・イスラエル関係が構造的に変化しはじめたことが理解できる。

このことはアラブ諸国とイスラエルとの間の経済関係においても表れている。サウジアラビアなど湾岸協力評議会（GCC）加盟6カ国はイスラエルに關する経済ボイコット（いわゆるアラブ・ボイコット）のうち、第三国企業を対象とした第2次および第3次ボイコットの停止を1994年9月に決定した²³。79年の平和条約調印以来、「冷たい平和」と呼ばれていたエジプトとイスラエル間においても、両国の政府および資本が参加した石油精製の合同プロジェクトが実際に動きはじめた²⁴。また、イスラエルとヨルダンの間でも合同プロジェクトが稼働しはじめている²⁵。一方、イスラエルとアラブ諸国との貿易は統計的にはほとんど出てこず、今のところ極めて限定されているが、将来、エネルギー分野においては一定の取引が行われるとみられている²⁶。

このようにイスラエル・アラブ関係は93年秋以降、急速に拡大した。しかし、96年のイスラエル選挙でネタニヤフ政権が誕生して以降、同政権の中東和平プロセスに対する基本的な姿勢にアラブ側は不信感を募らせている。96年10月、カタールが対イスラエル関係の正常化措置を凍結し、合同産業計画協議のため同月末にイスラエルに派遣予定だった産業代表団の派遣を取りやめたと報道されたが²⁷、このカタールの動きはアラブ側の不信感の表れの一つである。

2. イスラーム諸国との関係

表2の下線を引いた国はイスラーム諸国会議機構（OIC）加盟国である。現在、OIC加盟国は53カ国であるから、その半数近い24カ国がすでにイスラ

エルと外交関係をもっていることがわかる。

このうちでも特にイスラエル・トルコ関係は和平進展を受けて急速に拡大した。1994年11月には当時のチルレル首相がトルコの首相としては初めてイスラエルを公式訪問し、トルコからイスラエルに水を輸出する計画などについて話し合った。また、両国間の貿易額も輸出入の合計で90年の1億2500万ドルから95年には4億3200万ドルに増大している⁸⁸。さらに両国は96年3月、2000年までに工業製品への関税の相互撤廃を目指すなどを盛り込んだ貿易と投資に関する一連の協力協定に調印した。このことはトルコにとりEUに次いで第2の関税同盟が誕生することを意味している⁸⁹。

それ以上に注目されることは軍事面での協力関係であろう。イスラエルとトルコは1996年2月に軍事協力協定に調印した。軍事協力協定の詳細は明らかにされていないが、同年4月にトルコ国防相が述べたところでは、空軍の合同訓練のほか、(1)軍事情報、経験、要員の交換、(2)軍事教育機関、軍本部への相互訪問、(3)海軍艦艇の相互の港への訪問、などの点が含まれており、この協定によってイスラエル空軍は年4回、トルコ領空を使って訓練を実施することができる⁹⁰。この軍事協力協定の締結に対し、アラブ諸国、特にシリアが強い懸念を表明し、96年6月に開催された緊急アラブ首脳会議のコミュニケには、トルコに対し「アラブ諸国の安全保障を決して犯すことのないよう、同協定の再考を求める」との1項目が盛り込まれた⁹¹。だが、こうしたアラブ側の懸念にもかかわらず、トルコは同年8月にはイスラエルとの軍事協力の第2弾である軍事産業協力協定に調印した。従来はイスラエルとの関係拡大を批判していたイスラーム主義政党である繁栄党 (Refah) のエルバカン (Necmettin Erbakan) 党首を首班とする政府がイスラエルとの軍事協力をさらに一歩進めたことは特筆されるべきだろう。

中央アジアおよびカフカース地方のソ連から分離独立したイスラーム諸国もイスラエルとの関係を樹立し、徐々にではあるが経済面などで関係を拡大している。1994年7月にはイスラエルのペレス外相 (Shimon Peres) がウズベキスタンとトルクメニスタンを訪問した。また、カザフスタンやキルギスの

農業行政関係者がイスラエルでの研修プログラムに参加しているが、これは米国援助庁 (USAID) が資金協力して行っているプログラムである⁹³。これら旧ソ連のイスラーム諸国とイスラエルとの間では、関係が樹立された92年前後には、灌漑などの農業技術の移転や石油や天然ガスの探査や取引への期待が急速に高まった。しかし、これまでのところ双方の貿易量など経済関係は限られたものである。イスラエルからみるならば、OIC加盟のこれら諸国との間に外交、経済関係を有していることの政治的意味が大きいものと思われる。

東南アジアのイスラームの主要国であるインドネシアとマレーシアは今のところいずれもイスラエルとの関係を樹立していない。しかし、イスラエルがPLOと暫定自治合意に調印した直後の1993年10月、イスラエルのラビン首相 (Itzhak Rabin) が中国訪問の帰途、インドネシアを突然訪問し、94年2月には両国が経済関係の樹立に合意したことが明らかにされた⁹⁴。また、94年10月にはインドネシアのイスラーム団体「ナフダトゥル・ウラマー」(Nahdatul Ulama)の指導者がイスラエルを訪問し、ほとんどマスメディアの注目を集めることなくイスラエル・ヨルダン平和条約調印式に参列したといわれる⁹⁴。一方、マレーシアも96年初め、イスラエルとの貿易を許可する決定を行った。

しかしながら、イスラーム諸国の間においては、依然としてパレスチナ問題、中東和平問題が解決していないこと、つまりイスラエルが現在も占領地の返還に応じていないことを理由に、イスラエルとの関係拡大に慎重ないし反対の立場を取ることはよくみられる。前述のインドネシアのイスラーム団体指導者はイスラエルを訪問したことで、他のイスラーム指導者から激しい批判を浴びたといわれる⁹⁵。マレーシアのマハティール首相 (Mahathir Mohamad) もイスラエルとの貿易関係樹立を決定した際に、「イスラエルがPLOおよびシリアとの間の問題を解決しないかぎり、イスラエルとの外交関係樹立は難しい」とコメントしている⁹⁶。前述のようにカタールなどの湾岸アラブ産油国はイスラエルとの関係拡大に極めて慎重な姿勢をとっている

が、こうした姿勢も中東和平プロセスのよりいっそうの進展を見極めてからの基本的な態度を反映したものであろう。さらに次節でみるように、イスラームの視点から現在の中東和平プロセスに反対し、さらにはイスラエルの存在そのものを否定しようとする思想や運動が、イスラーム諸国には幅広く存在している。それゆえ、国民がムスリムを主体とするイスラーム国の政権としては、自国内の反中東和平プロセス感情、反イスラエル感情を考慮しているであろう。

中東和平プロセスが開始される以前までは、中東和平問題は第一義的にアラブ諸国とイスラエルとの問題であり、非アラブのイスラーム諸国はイスラエルとの関係をまったく有しないことによって、むしろ問題に直接関係しない状況に自らを置いておくことができた。しかし、これら諸国も中東和平プロセスの進展によりイスラエルとの関係を何らかの形で考慮しなければならない現実が生まれ、その結果、非アラブ・イスラーム諸国においてもさまざまなレベルで改めて「イスラエル問題」、「シオニズム問題」が問い直されているといえる。

第3節 イスラームの視点からの和平拒否

1. 和平拒否の拡大

第1節で述べたように、1967年の第三次中東戦争がアラブ諸国やイスラームの側に与えた衝撃は極めて大きく、後のイスラーム復興の一つの契機となった。しかしその一方で70年代以降、アラブの主要な諸国の間では「新アラブ主義」とも呼ばれる政治状況が出現し、アラブにとっての「イスラエル問題」をいかに現実的に解決するかへの取り組みが模索されはじめた。80年代に入ると、こうした展開にさらに新しい要素が付け加えられる。中東和平問題におけるイランの存在の増大と、イスラームの立場からの和平拒否の思想

の拡大である。

1979年の革命によって成立したイラン・イスラーム共和国は、直ちにイスラエルとの外交関係を断絶するなどイスラエルの存在を明確に拒否する立場をとり、アラブ対イスラエルとの関係に新しい対立軸を持ち込んだ。一方、レバノンでは70年代中頃に、イランと同じイスラーム教シーア派の指導者ムーサ・サドル (Musa Sadr) により、シーア派の抵抗組織「アマル」(Amal、「レバノン抵抗運動」のアラビア語頭文字) が組織され、南レバノンを中心にシーア派の政治運動が高まりだした。さらに82年、イスラエル軍が南レバノンに侵攻した結果、シーア派住民を中心とする反イスラエル闘争が展開された。こうした文脈のなかでレバノンのシーア派組織として、イスラエルとの和平をイスラームの立場から断固拒否する勢力として登場してきたのがヒズブッラー (神の党) である。

一方、パレスチナ内においても、イスラームの理念に基づくイスラエルとの共存拒否の思想と運動が1980年代に拡大した⁸⁷⁾。第1節で述べたように、今世紀初頭よりのシオニズムへのアラブ側の反対運動の流れにはイスラームの視点が含まれていたわけであり、過去においてもさまざまなイスラーム組織がパレスチナ／アラブにとっての「シオニズム問題」、「イスラエル問題」を取り上げてきた。しかし、現在の状況に直接関係している組織として登場したのは、ムスリム同胞団の流れをくむイスラーム・ジハード運動である。イスラーム・ジハード運動は70年代に西岸・ガザで始まったイスラエルとの戦いを「ジハード」(聖戦) とみるいくつかのグループが糾合されたものであり、イラン革命の影響を強く受け80年にグループとしての活動を開始したとされる⁸⁸⁾。和平に反対するパレスチナ人のイスラーム組織として次いで登場したのがやはりムスリム同胞団を母体とするハマース (Hamass、「イスラーム抵抗運動」のアラビア語頭文字) である。西岸・ガザにおいては87年末にイスラエルの占領に反対するパレスチナ人の住民蜂起「インティファダ」が始まったが、この大衆状況にムスリム同胞団として対応するために組織されたのがハマースである⁸⁹⁾。

こうしたイスラームの視点から中東和平プロセスやイスラエルの存在そのものを拒否する思想や組織は、他のイスラーム諸国にも数多くみられる。サウジアラビアの反体制組織としてロンドンを拠点に活発なプロパガンダ活動を行っている「イスラーム法的権利擁護委員会」(CDLR)などもそうした主張を展開している。前節でみたように、マレーシアやインドネシアにおいてイスラエルとの関係が微妙な問題を引き起こしていることもまた、イスラームの視点からの和平拒否の思想と深く関係している。

2. 和平を拒否する思想

ハマースは1988年8月、「ハマース憲章」を発表した⁴⁰。この憲章によれば「パレスチナの地は復活の日まですべての世代を通じたムスリムのワクフであり、その一部でも放棄することは許されない」(第11条)としたうえで、「いわゆる『平和的解決』や『国際会議』といったパレスチナ問題に関するイニシアティブは、パレスチナの地の一部でも放棄することを意味し、宗教の一部を放棄することである」(第13条)と述べ、「領土と平和との交換」原則に基づく現在の中東和平プロセスの枠組みを明確に拒否している。また、「愛国心はハマースの視点からみれば宗教信仰の一部である。敵がムスリムの土地を占領している状況において、ジハードこそ愛国心の最高の発揚であり、自己貢献の最も深遠なあり方である」(第12条)、「ムスリムの土地を敵が占領している状況においては、ジハードはすべてのムスリムの義務となる。ユダヤ人によるパレスチナ占領に対する闘争として、ジハードの旗を高く掲げなければならない」(第15条)として、イスラエルへのジハードの必要性を強調している。

ハマースのこうした和平拒否の立場は、その母体であるムスリム同胞団のイスラエル拒否の立場にさかのぼって考えることができる。同胞団はパレスチナにおけるムスリムの権利は歴史的、宗教的な確定された権利であり、その権利を剝奪することはできないとしている。それゆえ、イスラエルを承認

することはイスラムの土地に対する征服を正当な行為として認めることになるとの立場である⁴¹⁾。ヒズブラーの精神的指導者といわれるムハンマド・ファドラッラー (Muhammad Fadlallah) もまた、イスラエルは「世界各地からやってきた集団が、パレスチナにおいて他の民衆の廃虚のうえに住んでいるもの」であるがゆえに、本質的に不法な存在であると述べている⁴²⁾。と同時に、ファドラッラーは同じインタビューで、アラブ諸国がイスラエルと和平することをイスラーム主義者が阻止することはできないだろうが、「国家は国家であり、民衆はまた別である」と述べ、国家が和平することは、民衆が和平することとは別の次元の問題であるとの認識を示している⁴³⁾。

すでに述べたように、国家としては革命以降のイランがイスラームの立場からイスラエルとの関係を絶ち、1991年10月のマドリード会議によってスタートした現在の和平プロセスを受け入れることを拒否している。現在の和平プロセスに反対する理由として、イラン国会外交委員会の副委員長ラジジャーニは、(1)シオニスト政権は基本的に人種差別政権である、(2)現在の(イスラエル)政権は広範かつ継続的に行われている民族浄化、不当な追放、パレスチナ人民の財産や土地の没収に責任がある、などの点が無視されているためとし、さらにはいかなる和平合意も、(1)シオニスト政権はイスラム、ユダヤ教徒、キリスト教徒が平等な権利を享受できる政治体制に道を譲る、(2)パレスチナ難民は帰還するか補償されるべき、(3)シリアおよびレバノンの領土に対する占領行為の中止、などの点が盛り込まれなければならないと述べている⁴⁴⁾。この立場は必ずしもイスラエルの存在そのもの、さらにはイスラエルとのいかなる和平をも否定するものではない。しかし、イスラエルの政治体制の変革を和平の条件としている点で、現実的には和平拒否を意味しているといえよう。

第4節 中東の安全保障環境との関係

アラブ・イスラエル関係の構造的な変容が中東の国際関係のレベルで最もダイナミックに具体化されているのが、多国間での協調の可能性の模索である。マドリード和平会議以降の中東和平プロセスにおいては当事者同士の二国間交渉とは別に、多国間による交渉枠組みが設定されており（多国間交渉）、軍備管理・地域安全保障、経済開発、環境、水資源、難民の5部会（working group）と、各部会の活動を調整する運営グループ（steering group）からなっている。多国間交渉の枠組みを設定した意図は、当事者だけでなく他の中東域内国家や中東和平交渉主宰国（米国、ソ連＝ロシア）、EU、日本、中国、カナダなどが参加して、より実務的なレベルの協議や交渉が可能な分野に関する定期的な話し合いの場を設け、それによって二国間交渉の展開を支援することにあった。その意味で一つのセクター、特に経済や科学技術の面での協力が他の分野にまで波及（spill over）し、紛争解決の推進力になることを狙った機能主義的なアプローチである⁴⁵。

中東和平プロセスの多国間交渉の枠組みとは別に、1994年以降、中東・北アフリカ経済サミットが年1回のペースで開催されており、また95年にはバルセロナでEU主催の欧州・地中海会議が開催された⁴⁶。こうしたさまざまな多国間交渉の枠組みはかなり重なり合っていて、むしろ多重・多層的な協議、交渉の場を提供している。その意味では、紛争の直接当事者の関係だけでなく、アラブ・イスラエル関係、さらには中東域内諸国間関係の全体の変容と相互に作用しあっていると見てよい。

中東において最も地域的な取り組みが困難な問題領域は地域的な安全保障枠組みの構築であろう。確かにアラブ・イスラエル間においても、これまでさまざまな停戦協定や休戦協定が調印され、休戦違反などをめぐる問題解決のためのメカニズムが設けられたり、非武装地帯や武力制限地帯が設置されてきた。こうした措置はそれなりに信頼醸成措置として機能してきたが⁴⁷、

これらはいずれも二国間での取り組みであり多国間による地域的なアプローチではない。このように多国間による地域的なアプローチがほとんどできなかった理由としてJ・ピーターズは、(1)国家の安全保障はゼロサム・ゲームと見なされ、各国は自国の軍備増強にのみ努めてきた、(2)冷戦期におけるヨーロッパのような東西対立という単一な対立関係ではなく、中東においてはほとんどの国が周辺諸国からの多様な脅威に直面しているため、むしろ相互に紛争を激化させる力学が作用している、といった点を指摘している⁴⁸。また、中東諸国が直面するセキュリティ・ディレンマは、決して対外的なものだけでなく、国内的な側面を有している⁴⁹。それゆえ、安全保障問題は国内問題とも密接に関係しており、地域的な協力への取り組みをいっそう困難にしているともいえるだろう。

こうした困難にもかかわらず、中東和平多国間交渉の軍備管理・地域安全保障部会(Working Group on Arms Control and Regional Security, 以下「ACRS 部会」と略)が継続的に開催され、紛争防止/地域安全保障センターの設置、海軍による海難事故対策のための合同訓練実施などが合意され、欧州安全保障協力機構(OSCE)などの協力も得て、合意実施に取り組んでいる意味は大きい⁵⁰。ACRS 部会が今後、何らかの具体的な成果をあげうるかについてはまだまだ不透明であり、かつ(1)中東和平交渉の直接当事者のうちシリアとレバノンが参加をボイコットしている⁵¹、(2)地域の軍事的な主要国であるイランとイラクが参加していない、(3)二国間交渉の停滞、特にネタニヤフ政権成立以降、アラブ諸国のイスラエルに対する不信任は増大しており、ACRS 部会を開催し実質的な問題を議論ないし交渉する雰囲気がない、(4)大量破壊兵器の拡散問題への有効な対処手段にはなりえない、などの問題点を抱えている。

しかし、全部ではないにしても、多くのアラブ諸国とイスラエルとの関係が顕在的な敵対関係から潜在的な敵性国家関係に移行するなか、より不特定化、分散化する中東域内の脅威に各国が協調して取り組もうとする姿勢をACRS 部会にみることは不可能ではない⁵²。また、あくまでも実施され機能すればという前提付きではあるものの、OSCEのコミュニケーション・ネッ

表4 世界各地域の兵器輸入額

(単位：100万ドル，1990年固定価格)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
EU	2,126	3,118	2,942	4,162	4,827	3,865	5,463	6,190	3,766	3,766
その他ヨーロッパ	8,223	8,839	9,288	8,789	8,264	6,200	2,569	2,953	4,562	2,996
北アメリカ	1,285	1,105	1,370	908	776	447	1,421	1,007	1,121	1,206
中南米	2,155	1,893	2,037	987	1,664	1,295	944	609	395	676
アフリカ	4,204	3,644	3,221	2,448	1,940	1,700	846	626	317	297
アジア	9,170	11,814	11,530	11,378	13,787	10,634	8,878	7,548	6,482	7,296
中東	12,146	12,817	15,390	9,039	5,771	6,297	5,080	5,307	7,056	5,263
オセアニア	403	889	601	875	769	453	326	536	796	225
合計	39,712	44,119	46,379	38,586	37,798	30,891	25,527	24,776	24,495	21,725

(出所) SIPRI Yearbook, 1995年版。

トワークをモデルとした情報交換システムの設置が検討されるなど、多国間における信頼醸成への取り組みは、中東諸国が直面している国内外の両方に起因するセキュリティー・ジレンマに合理的に対処する可能性を拡大するものであり、ひいては第三次中東戦争のような「不注意による戦争」防止に何らかの役割を果たすことも期待できよう。

一方、現実面においても、中東各国の軍事支出はこの10年の間に確実に減少している。表4は世界の兵器輸入額を各地域ごとに集計したものである。この表からも明らかなように、中東地域の兵器輸入額は1985年に比べ94年には60%近くも減少しており、世界全体の減少率(45%)を大きく上回っている。また、中東主要諸国の軍事支出のGDPに占める割合をみても(表5)、70年代から80年代前半の極めて高い割合に比べ、90年代には大きく減少していることがわかる。こうした兵器輸入の減少や軍事支出の対GDP比の低下は、もちろん中東和平プロセスの進展を反映したものではなく、主として80年代中葉以降の油価低迷による中東各国の財政逼迫に起因するものであり、必ずしも軍事力増強という選択肢が放棄されたことを意味しない。むしろ軍事面での努力が比較的廉価で破壊力の大きい大量破壊兵器の開発・蓄積に向かっているとの懸念も強い。

表5 中東和平関係国の軍事支出の対GDP比

	(%)				
	1976	1980	1985	1990	1991
エジプト	21.0	6.2	7.9	3.6	3.8
シリア	15.2	16.2	15.6	6.9	10.3
ヨルダン	24.4	13.9	9.6	7.8	10.2
イスラエル	26.4	20.3	17.4	12.3	10.9

(出所) SIPRI Yearbook, 1986および1995年版。

以上のように、ACRS 部会を舞台とした地域安全保障の枠組み作りに向けた動きは多くの困難を抱えながらも、その一方で中東における初めての試みとして大いに注目される。しかもそれが、ごく限られた紛争の直接当事者だけでなく、より広範なアラブ諸国がイスラエルとの同じ交渉のテーブルにつき、不特定化、分散化する脅威のパーセプションなどについて多面的な議論を進めている点はそれなりに評価できるものであろう。

結 び

アラブ諸国にとっての「シオニズム問題」、「イスラエル問題」の概念が大きく変化していることは間違いない。その変化は1970年代に始まり、80年代を通じより現実主義的な色彩を濃くしていった。そうした変化の集積の一つの帰結がマドリード和平会議以降の現在の中東和平プロセスの展開である。その意味では、現在の中東和平プロセスの展開がアラブ・イスラエル関係の構造的な変容をもたらしたというよりも、関係変容の基盤はすでに作られていて、中東和平プロセスの展開がその変容を拡大、加速化したというべきであらう。

今後の重大な問題の一つは、イスラエル、アラブ・イスラームの双方で展開されている和平を拒否する思想や運動が、和平プロセスの将来にどのように深刻な影響を与えるかである。1996年2月から3月にかけてのイスラエル

におけるバスを対象にしたハマースなどによる連続自爆テロ事件は、その後のイスラエル選挙の帰趨に決定的ともいえる影響を与えた。その意味でこれらの組織の活動は和平プロセスの将来に大きな影を投げかけている。加えて中東諸国の外交政策、特に紛争解決に関わる政策は各国内のさまざまなコミュニティや集団の意向を完全に無視して行えるものではない。アラブ諸国の国家関係はP・ノーブルが指摘しているような非ビリヤード玉モデルの色彩を現在も色濃く残しており、アラブ諸国は国外だけでなく、国内ファクターにも起因するセキュリティ・ディレンマにも対応しなければならない。その点で、イスラームの視点からの和平拒否の動きは、国境を越えた連鎖的な動きの可能性を秘めている。

しかしその一方で、ハマースやイスラーム・ジハードは将来に向けた明確なビジョンをもっているわけではなく、現在の暫定自治の枠組みに取って代わるべき問題解決のシナリオも有していない。それゆえに西岸、ガザにおけるハマースなどの支持率は、和平をめぐる状況がかなり悪化しても一定程度にとどまっている⁵⁴。南レバノンにおけるヒズボラーの活動も、反イスラエル、反和平という局面にだけ限るならば、シリアが和平プロセスに対しどのような対応をとるかによって大きく左右されるものであり、行動の完全な自由を享受しているわけではない。

また、第1節でみたように、1970年代以降の国家の役割の増大がアラブ諸国にとっての「イスラエル問題」の概念変化をもたらした一つの原因である。その結果、国家関係はより制度化される方向にあり、外交や脅威のあり様も変質してきていると考えられる。そうした制度化の現れの一つは、アラブ・イスラエル関係の変容を下支えしているさまざまな多国間の枠組みであろう。中東和平多国間交渉の各部会、中東・北アフリカ経済サミット、EU主催の欧州・地中海会議などである。これら幅広い枠組みにおいては政府間の第1トラック、産業界同士の第3トラックに加え、政策提言などに取り組んでいる研究機関や研究者、NGO（非政府組織）などの意見交換の場としての第2トラックも形成され、多国間のネットワークはより多重、多層になって

きている。

R・プランガーは中東諸国の外交を論じる論文で「外交関係における平和とは、システムを構成するパワーの間で重大な武力対立が生じることのないよう、国際紛争に関わる各種のツール——外交、軍事力、および経済——を使って安定的なシステムを作っていくプロセスであろう」と述べている⁵⁴。中東和平プロセスはまさに重大な武力対立回避のためのプロセスであり、その意味において不可逆的な変容の過程にあると見てよいだろう。

[注]

- (1) 問題の再パレスチナ化に関しては例えば次の論文を参照。Don Peretz, "Intifadeh: The Palestinian Uprising," *Foreign Affairs*, Vol. 66, No. 5, Summer 1988, p. 979.
- (2) Ibrahim A. Karawan, "Arab Dilemmas in the 1990s: Breaking Taboos and Searching for Signposts," *Middle East Journal*, Vol. 48, No. 3, Summer 1994, pp. 446-447.
- (3) Paul C. Noble, "The Arab System: Opportunities, Constraints, and Pressures," in Bahgat Korany and Ali E. Hillal Dessouki eds., *The Foreign Policies of Arab States*, Boulder: Westview Press, 1984, p. 64.
- (4) M. E. Ahrani, "The Peace Process and Its Critics: Post-Cold War Perspectives," in M. E. Ahrani ed., *Change and Continuity in the Middle East: Conflict Resolution and Prospects for Peace*, Hampshire: Macmillan Press, 1996, pp. 32-44.
- (5) Muhammad Y. Muslih, *The Origins of Palestinian Nationalism*, New York: Columbia University Press, 1988, pp. 78-87.
- (6) アミン・アル・フセイニーの活動については Taysir Jbara, *Palestinian Leader Hajj Amin Al-Husayni: Mufti of Jerusalem*, Princeton: Kingston Press, 1985を参照。
- (7) Noble, "The Arab System...", p. 48.
- (8) Ibid.
- (9) Fred H. Lawson, "Neglected Aspects of the Security Dilemma," in Bahgat Korany, Paul Noble and Rex Brynen eds., *The Many Faces of National Security in the Arab World*, Hampshire: Macmillan Press, 1993, pp. 100-104.
- (10) 第三次中東戦争に至った各国の安全保障問題での判断の誤りや、対決的な外交姿勢の積み重ねについては以下を参照。D. Sydney Bailey, *Four Arab-Israeli Wars and the Peace Process*, Hampshire: Macmillan Press, 1990, pp. 187-221 / Janice Gross Stein, "The Security Dilemma in the Middle East: A Prognosis for the Decade Ahead," in Korany et al. eds., *The Many Faces of...*, pp. 62-67 / Avner Cohen,

- “Cairo, Dimona, and the June 1967 War,” *Middle East Journal*, Vol. 50, No. 2, Spring 1996, pp. 190-210.
- (11) Stein, “The Security Dilemma …,” pp. 65-66.
- (12) グラン高原に対してもイスラエルは1981年12月にイスラエル国内法を適用し、事実上の併合措置を取っている。
- (13) Fouad Ajami, *The Arab Predicament: Arab Political Thought and Practice since 1967*, Cambridge: Cambridge University Press, 1981, pp. 9, 141-149.
- (14) *Ibid.*, p. 61.
- (15) Yvonne Haddad, “Islamists and the ‘Problem of Israel’: The 1967 Awakening,” *Middle East Journal*, Vol. 46, No. 2, Spring 1992, p. 267.
- (16) Ali E. Hillal Dessouki, “The New Arab Political Order: Implications for the 1980s,” in Malcolm H. Kerr and El Sayed Yassin eds., *Rich and Poor States in the Middle East: Egypt and the New Arab Order*, Boulder: Westview Press, 1982, p. 327.
- (17) 伊能武次「中東諸国の政治と国家へのアプローチ」（伊能武次編『中東における国家と権力構造』アジア経済研究所，1994年）19～24ページ。
- (18) Roger Owen, “The Arab Oil Economy: Present Structure and Future Prospects,” in Samih K. Farsoun ed., *Arab Society: Continuity and Change*, London: Croom Helm, 1985, pp. 18-19.
- (19) Noble, “The Arab System…,” pp. 63-64.
- (20) PLOは1974年6月に開催された第12回パレスチナ民族評議会（PNC）において「解放されたパレスチナの地のあらゆる地域に人民の民族的で独立した戦う権威を樹立する」との政治綱領を採択し、解釈によってはミニ・パレスチナ国家構想を受け入れるとの立場を表明したが、ミニ・パレスチナ国家構想の萌芽ともいえるべき動きは第三次中東戦争直後にすでに西岸・ガザ住民により開始され、1973年になるとその動きはいつそう強まり、PLO指導部がその圧力でこの政治綱領を採択した経緯がある。以上については立山良司「西岸・ガザとPLO，ヨルダン」（池田明史編『中東平和と西岸・ガザ—占領地問題の行方—』アジア経済研究所，1990年）120～123ページを参照。
- (21) The Israeli Ministry of Foreign Affairs, *Israel's Diplomatic Relations* (updated May 1996) による。ただし、この資料ではモロッコが1994年10月にイスラエルに連絡事務所を開設したとして、イスラエルとの外交関係を有する国の一つに数えられているが、正式な外交関係は有していないゆえに、本章ではモロッコは除外した。
- (22) 中東・北アフリカ経済サミットは1994年10月にカサブランカで第1回が、95年10月にはアンマンで第2回がそれぞれ開催された。また、96年11月にはカイロで「第3回中東・北アフリカ経済会議」として開催された。

- (23) アラブ連盟内においてはこれまで何回か、アラブ・ボイコットの撤廃を検討するとの話が出ているが、公式に検討されたことはなく、問題そのものが棚上げ状態となっている。
- (24) エジプトのアレキサンドリアに総額12億ドルで精油所を建設する計画。イスラエルの Merhav Group, エジプトの Hussein K. Salem Group と Egyptian General Petroleum Corporation (EGPC) が出資して設立した合弁企業 Midor のプロジェクトで、1996年7月には建設計画が調印されている (*Financial Times*, July 22, 1996)。
- (25) イスラエル、ヨルダン間ではカリを同じ船でエイラート港とアカバ港から出荷する合同プロジェクトが開始され、その他にも多くの合同プロジェクトが計画されている。
- (26) 国際通貨基金 (IMF) の統計に表れるイスラエルと貿易関係を有している中東・北アフリカ諸国はエジプトのみであり、それも近年、額は増大しているものの、1995年でイスラエルからの輸出3000万ドル、輸入3700万ドルと、イスラエル全体の貿易量からみるとごくわずかでしかない (IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook*, 1996, pp. 260-261)。エネルギー分野ではカタールがイスラエルに液化天然ガスを輸出するプロジェクトを検討中であり、もしこのプロジェクトが実行されれば、イスラエルと GCC 諸国との経済関係にも大きなインパクトを与えることになるだろう。
- (27) 『朝日新聞』1996年10月6日、および “Israel Fails to Separate Peace, Economic Cooperation,” *AP-Dow Jones*, October 7, 1996.
- (28) IMF, *Direction of Trade*..., p. 261.
- (29) 『通商弘報』1996年3月19日、4ページ。
- (30) *Turkish Daily News*, April 12, 1996.
- (31) 1996年7月にトルコを公式訪問したエジプトのムバーラク大統領は、こうしたアラブ側の懸念をデミレル・トルコ大統領に伝えた。しかし、会談後の記者会見でムバーラク大統領はむしろ、トルコ・イスラエル軍事協力協定はトルコが他の国とも結んでいる協定と同様なものであり、アラブ諸国に対抗するものではないことが確認できたと述べ、軍事協力協定を容認する姿勢を示した (*Al-Ahram Weekly*, July 18-24, 1996)。
- (32) *Jerusalem Post*, October 28, 1992.
- (33) *Ibid.*, February 16, 1984.
- (34) *Jerusalem Report*, May 2, 1996, p. 8.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Jerusalem Post*, January 14, 1996.
- (37) パレスチナにおいてイスラームの視点から和平に反対している組織やその思想

- については以下を参照。高橋和夫「イスラミック・ファクター」(池田編『中東
 和平と西岸…』) 145～164ページ/小杉泰「現代パレスチナにおけるイスラーム
 運動」(『現代の中東』第17号, 1994年9月) 2～26ページ/Ziad Abu-Amr, *Islamic
 Fundamentalism in the West Bank and Gaza: Muslim Brotherhood and Islamic
 Jihad*, Bloomington: Indiana University Press, 1994/Hisham H. Ahmad, *Hamas:
 From Religious Salvation to Political Transformation*, Jerusalem: PASSIA, 1994.
- (38) Abu-Amr, *Islamic Fundamentalism*…, p. 93.
- (39) Ahmad, *Hamas*…, pp. 17-19.
- (40) 「ハマース憲章」全文の英文テキストは *ibid.*, pp. 129-159.
- (41) Abu-Amr, *Islamic Fundamentalism*…, pp. 23-25.
- (42) Judith Miller, “Faces of Fundamentalism: Hassan al-Turabi and Muhammed
 Fadlallah,” *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 6, November/December 1994, p. 139.
- (43) *Ibid.*, p. 140.
- (44) Mohammad Javadi Larijani, “Iran’s Foreign Policy: Principles and Objectives,”
Iranian Journal of International Affairs, Vol. 7, No. 4, Winter 1996, pp. 760-761.
- (45) Joel Peters, *Pathways to Peace: The Multilateral Arab-Israeli Peace Talks*, London:
 Royal Institute of International Affairs, 1996, pp. 5-6.
- (46) バルセロナにおける欧州・地中海会議にはEU加盟15カ国に加え、トルコ、シ
 リア、レバノン、イスラエル、ヨルダン、パレスチナ、エジプト、チュニジア、
 アルジェリア、モロッコ、キプロスの11カ国が参加し、工業・エネルギー、環境
 などの分野で協力を推進することが決議されたが、EUの意図としては北アフリ
 カ・地中海地域の諸国家との経済関係を拡大することにより、政治的・社会的に
 より安全で安定した地中海地域を構築したいとの安全保障面からの指向が強い。
 第2回会議は1997年前半に開催予定。
- (47) Yair Evron, “Confidence- and Security-Building Measures in the Arab-Israeli
 Context,” in Efraim Inbar and Shmuel Sandler eds., *Middle East Security, Prospects
 for an Arms Control Regime*, London: Frank Cass, 1995.
- (48) Peters, *Pathway to Peace*…, pp. 36-37.
- (49) Stein, “The Security Dilemma in…,” pp. 56-57.
- (50) ACRS 部会のこれまでの動向については立山良司「中東とアジアにおける協調
 的安全保障の試み—ACRS と ARF を比較して—」(『現代の中東』第20号, 1996
 年3月) 2～16ページ/J. Peters, *Pathway to Peace*…, pp. 36-45参照。なお、
 ACRS 部会は1994年末までに6回の部会を開催し、それ以外にも「概念問題に關
 するバスケット」(Conceptual Basket) や「実行可能な措置に関するバスケット」
 (Operational Basket), OSCE などと協力した第2トラックによるセミナーなど
 が開催されてきた。しかし、部会会合そのものは核拡散防止条約 (NPT) 延長問

題をめぐるイスラエルとアラブ側（特にエジプト）との対立などもあり、95年以来開催されていない。

- ⑤1 シリアとレバノン Madrid 和平会議以来一貫して、イスラエルとの直接交渉である二国間交渉に一定の進展がみられないかぎり多国間交渉には参加しないとの立場をとっており、ACRS 部会だけでなく、経済開発、環境などすべての多国間交渉をボイコットしている。
- ⑤2 立山「中東とアジアにおける…」14ページ。
- ⑤3 エルサレム・メディア・コミュニケーション・センターの世論調査によると、「もっとも信頼する政治的ないし宗教的組織は」という問いに対しハマースをあげた回答者の割合は、パレスチナ選挙直後の1996年1月で11.5%であり、ネタニヤフ政権が誕生し和平交渉が明らかに難航しはじめた後の同年8月には6.5%に低下している。*Palestine Report*, February 16, 1996, p. 20, & August 30, 1996, p. 22.
- ⑤4 Robert J. Pranger, "Foreign Policy Capacity in the Middle East," in Judith Kipper and Harold H. Saunders eds., *The Middle East in Global Perspective*, Boulder: Westview Press, 1991, p. 20.